

4 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

現 状

○ 都内で医療施設等に従事している看護職員数は毎年増加しており、平成28年12月現在、125,774人ですが、人口10万人当たりでは923.1人と、全国平均の1,228.7人を下回っています。



○ 都内看護師及び准看護師の有効求人倍率は、平成28年度は3.84倍と、全国平均の2.50倍を上回っており、依然として人材の確保が困難な状況です。

○ 東京都地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携、高齢化の進展に伴う介護保険施設や在宅療養のニーズの増大、さらに、医療技術の高度化や専門化等により、看護職員の需要は一層増加しています。

○ 都内看護師等学校養成所の入学定員及び都内看護師等学校養成所卒業生の都内就業率は、近年横ばい傾向です。新卒看護職の就業先は、病院が9割以上を占めています。

○ 看護職員の離職率は、常勤・新卒ともに全国平均を上回っています。離職の理由としては、「結婚、出産・育児、介護」が、30歳代では45.2%となっています。

○ 再就業希望者の約7割、特に未就学児のいる者に限ると9割以上が短時間勤務を希望しているのに対して、現在就業している看護職員の中で、短時間勤務者の割合は約1割に留まっています。また、復職への不安内容としては、経験不足や教育・研修体制が挙げられます。

○ 医療技術の高度化や専門化等に対応するため、看護職員の資質の向上を図ることが必要です。

○ 社会状況の変化等により、近年、保健師の活動範囲が広がりを見せるとともに、多様化する地域保健への対応など、行政能力の向上はもとより、専門的能力の向上が必要不可欠となっています。

○ 分娩取扱施設が減少する中、周産期母子医療センター以外でもハイリスク妊産婦が増加しており、分娩介助の少ない施設における介助スキルの向上など、限られた助産師がより良い助産ケアを提供するために、実践能力の向上が必要です。

- 現在国において、平成37年（2025）年の医療需要等を踏まえた看護職員の需給推計の検討が進められており、都としては、国の動向を注視しながら、都内看護職員確保対策を推進していく必要があります。

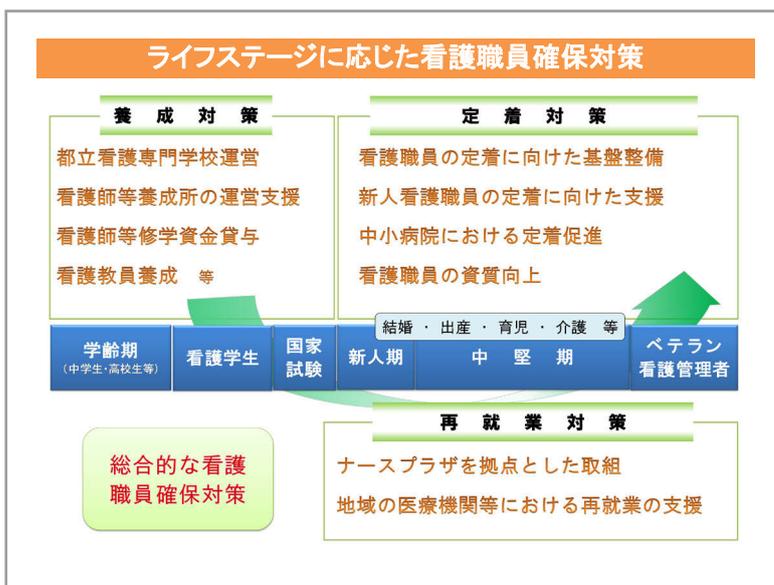
これまでの取組

効果的、安定的な看護職員確保のため、ライフステージに応じた対策に取り組んでいます。

（1）養成対策

- 都立看護専門学校（看護学科3年課程7校（一学年定員合計600人））を運営するとともに、都内の看護師等養成所の運営支援、修学資金貸与、看護教員の養成など、看護職員の着実な養成に取り組んでいます。

また、首都大学東京において、看護学科（一学年定員80人）や助産学専攻科（定員10人）等を設置し、看護職員の養成に努めています。



（2）定着対策

① 看護職員の定着に向けた基盤整備

- 医療機関における働きやすい職場環境の整備や院内保育施設の運営などの取組への支援を行うとともに、医療の高度化、多様化に対応できるよう、東京都ナースプラザにおいて最新の知識や技術に関する資質向上研修を実施するなど、都内施設における看護職員の定着促進を図っています。

② 新人看護職員の定着に向けた取組

- 「新人看護職員研修ガイドライン」に沿った新人看護職員の研修実施に対する支援を行うとともに、研修責任者や教育担当者等に対する研修を実施し、臨床研修の実施内容や方法の普及を図り、新人看護職員の早期の離職防止と都内の看護職員の定着促進を図っています。

③ 中小病院における定着促進

- 看護職員の確保が困難な中小病院を対象に、二次保健医療圏ごとに配置する就業協力員が巡回訪問を行い、看護職員の確保と離職防止に向けた勤務環境の改善、研修体制の充実について助言を行うなど、都内施設における定着促進の取組を支援しています。

④ 看護職員の資質の向上

- 地域の特性や課題に対応した研修などを通じて看護職員の資質向上を図るとともに、東京都看護協会・東京都ナースプラザにおいて、様々な分野で活躍できる看護職員を育成する研修の充実を図っています。
- 看護外来相談や院内助産所等の実施を促進するなど、水準の高い看護実践による専門性の高い看護職員を育成しています。

(3) 再就業対策

① ナースプラザを拠点とした取組

- 看護師等の再就業を促進するため、東京都ナースプラザを拠点として再就業に向けた研修や就業相談、看護に関する情報提供を行うとともに、都民に対する普及啓発活動を実施しています。

② 地域の医療機関等における再就業の支援

- 育児等で離職した看護師等が再就業する際に、身近な地域の病院等で必要な最新の知識や技術の研修や再就業の相談を受けられる仕組みを提供し、都内の看護師等の再就業を促進しています。

(4) 訪問看護を担う人材

- 訪問看護への理解促進を図るための講演会等を開催するとともに、訪問看護未経験の看護職を雇用し、育成を行う訪問看護ステーションに対する育成体制強化のための取組や都が指定する『教育ステーション』による地域の小規模な訪問看護ステーションへの人材育成支援を行うほか、経営相談会を開催する等、訪問看護人材の確保・定着・育成及び安定した事業所運営等のための訪問看護ステーションに対する様々な支援策を実施しています。

5 保健医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師、看護職員を除く。）

(1) リハビリテーション従事者

- リハビリテーションを行う理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士は、患者の早期回復や急性期医療から回復期、維持期等医療連携の推進に当たって、重要な役割を担っています。
- 平成27年10月現在の都内病院での従事者数（常勤換算）は、理学療法士が5,556.9人、作業療法士が2,823.0人、視能訓練士が542.5人、言語聴覚士が1,088.4人となっており、近年増加しています。また、リハビリテーションを担う専門職の国家資格取得者が年々増加傾向にあり、現場経験の浅い従事者が増えています。